

令和4年度地域福祉活動支援事業のご案内（再周知版）

1. 事業目的

本事業は、「ともに生きる福祉社会づくり」推進のための「ともしび基金」原資並びに果実（運用益等）を活用しています。

基金の趣旨を踏まえ、神奈川県内のセルフヘルプグループ・当事者団体、地域福祉活動に取り組むボランティアグループ等や県内の市町村社会福祉協議会およびそれらを構成員とする実行委員会等による、地域の課題解決や生き活きとした地域づくりに取り組む事業・活動に対し、当該経費の一部に助成等を行うことにより、地域福祉の一層の推進を図ることを目的として実施します。

2. 対象及び要件

- ・神奈川県内に拠点を置くセルフヘルプグループ・当事者団体、地域福祉活動に取り組むボランティアグループ及び事業団体等（NPO 法人、社会福祉法人を含む）
- ・神奈川県内の市町村社会福祉協議会やそれを構成員とする実行委員会等
- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体でないこと。また、政治、宗教、選挙活動を行う団体でないこと。

3. 助成区分及び金額等

（1）一般助成

- ・地域福祉推進に寄与する団体等に対する助成金を交付し、事業・活動への支援を行います。
- ・助成金額は、対象経費総額の5分の4以内、20万円を上限とします。ただし、審査の結果一部経費を減額して助成することがあります。

（2）協働モデル助成

- ・本会の活動推進計画や重点事業等に基づき提案する重点課題（5. 対象となる活動に記載）に対して先駆的に取り組む団体に助成金を交付します。本会（担当部所）との協働による実施となります。
- ・本会与申請団体との具体的な協働の内容、役割分担については、申請団体の自主性、自立性を基本に、事業開始前に協議し決定します（例：企画、周知・広報、啓発・普及など）。
- ・助成金額は対象経費総額5分の4以内（ただし、本会会長が特に必要と認める場合はこの限りではありません）、年間200万円を上限とします。ただし、審査の結果一部経費を減額して助成することがあります。
- ・本会の指定する日にプレゼンテーションを実施していただきます（詳細は別紙を併せてご参照ください）。

4. 助成対象となる事業の期間（期間外の事業に助成金を使用することはできません）

- ・一般助成：令和4年4月1日～令和5年3月31日の間で実施する事業
- ・協働モデル助成：令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年の間で実施する事業

- ・交付の決定、助成金の交付は5月上旬～中旬を予定しています。
- ・一般助成は、同一事業の助成は3年間を限度とし、申請及び審査は毎年行います（3年間の助成をお約束するものではありません）。なお、申請事業名が変わっても、取り組み内容が同一事業とみなされる場合は選考の対象外とすることがあります。
- ・協働モデル助成は3年間継続して事業を実施しますが、年度ごとに中間報告を提出していただき事業の進捗状況や成果を評価した上で、継続の可否を審査します（審査の結果、継続不可となる場合があります）。

5. 対象となる活動

（1）一般助成・協働モデル助成共通

①地域福祉ニーズ(課題)に対応する先駆的な活動

多様化する福祉問題における福祉ニーズや、新たな地域課題に焦点を当てた先駆的かつ先行事例の少ないもので、解決に向けて先駆的に取り組む活動。

②広域的かつ公益性の高い活動

参加者や対象者が特定地域に限定されず、県域全体もしくは複数市町村に及ぶ広域的かつ公益性の高い活動。ただし、単独市町村域における活動でも他地域に波及効果が高いと認められる場合は可とする。

■活動の具体例(一般助成)

【当事者支え合い・当事者支援の促進】

当事者活動やさまざまな生きにくさを抱えた方への支援、社会的養護施設退所者の支え合い・相談支援活動等

【多様化する福祉ニーズへの対応】

誰一人取り残さない地域づくりのための相談支援活動、外国につながる子どもやその世帯に対する言語学習や日常生活・福祉サービス利用支援を目的とした活動等

【福祉の学び（参加型福祉教育の推進）】

地域福祉の理解や担い手の育成、活動の促進を目的としたボランティアスクールや福祉講座の開催等

【福祉コミュニティの構築】

ポストコロナ時代の新しいつながりづくり等への支援、働く世代や定年退職者が地域に関心を持ち行動できる場づくり、精神障害者の地域生活の見守り体制整備、防災対策を踏まえた地域づくり等

(2) 協働モデル助成 令和4年度募集テーマ（下記の課題に取り組む活動）

※詳細は別紙をご参照ください。また、提案書の提出前に提案部所との事前相談を推奨します。

提案部所：地域福祉部 地域課

テーマ「包括的支援体制整備にむけた地域版・地域福祉人材の育成体系・プログラムの開発
－住民主体の地域づくりと多機関協働のしくみづくりをめざして－」

6. 助成対象となる経費

対象となる経費は、申請事業に直接必要となる経費です。申請事業外の用途に使用することは出来ません。また、団体の維持・運営等に要する経費は原則対象となりません。

対象外経費を事業の総額に計上することはできません。

| 対象経費（科目） | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| ■ 諸謝金（講師等への謝礼）※ | ■ 消耗器具備品費（印刷用紙、文房具等） |
| ■ 旅費交通費（講師等の交通費実費）※ | ■ 賃借料（会場使用料等） |
| ■ 印刷製本費（資料印刷経費等） | ■ 保険料（傷害保険料等） |
| ■ 通信運搬費（切手、郵送料、宅配料等） | ■ 手数料（送金手数料） |
| ■ 会議費（研修会講師等の食事、お茶代等）※ | ■ 人件費（協働モデル助成のみ適用） |
| ・ 公的サービス（介護保険法または障害者総合支援法に基づいて実施する事業等）と重複する経費、行政または他の民間団体からの助成・委託事業等と重複する経費は対象外とします。 | |
| ・ ※（諸謝金、旅費交通費、会議費）は外部講師やボランティア等の招請に係るもので、団体等の内部のメンバー、親族、会員等へ支払うものは対象外です。 | |
| ・ 人件費については申請事業に係る直接経費に限り、協働モデル助成にのみ適用します。 また、協働モデル助成では、上記以外の経費についても特段必要と認める場合については対象とすることがあります。 | |

7. 申請方法等

申請書もしくは提案書に必要事項を記入し、その他の提出書類と併せ締切日までに本会に提出してください。

様式は本会ホームページよりダウンロードできます（必ず対象年度の様式をダウンロードして使用して下さい）。メール送信、郵送を希望される場合は事務局までお問合せ下さい。

【申請・提案書様式等のダウンロード】

本会ホームページ（<http://www.knsyk.jp/>）

TOP ページ「参加する」⇒「助成金情報」※現在、更新作業中

8. 申請時提出書類

- (1) 申請書（一般助成）または、提案書（協働モデル助成）
- (2) 令和4年度の事業計画・予算書（見込可）
- (3) 会則、規約または定款
- (4) 役員名簿
- (5) その他活動のわかる資料（パンフレット、広報誌等）
- (6) 助成金の振込先口座の見開き1頁目の写し

■申請書等に記載された個人情報、本事業に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用致しません。なお、提出書類の返却は致しません。

■見込で提出した書類は確定後速やかにご提出ください。

■記載事項および必要書類に不備がある場合、選考の対象外とさせていただきます。

■申請にかかる経費は申請者の負担となります。

9. 助成事業へ期待する点

(1) 一般助成・協働モデル助成共通

| | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 先駆性 | これまで見過ごされてきた、あるいは今後生じるであろう地域の福祉ニーズや課題に焦点を当てた事業であるか。新しい視点・発想等、工夫やアイデアがあり、先駆性がある事業か。 |
| 2. 広域性 | 対象者や地域が県域全体または複数市町村にまたがるなど、不特定多数の人々につながる可能性を持ち、地域社会に広く貢献する事業か。 |
| 3. 連携・協働 | 地域の福祉ニーズや課題に対し、様々な主体がつながり、課題の共有や目標の設定、役割分担の明確化等のプロセスを経ながら、その関係性を深め、効果的・効率的な事業の実施が期待できるか。 |
| 4. 組織体制 | 事業を実施するための専門的な知識や活動実績を有するなど、事業を実現できる組織体制を確立しているか。 |
| 5. 計画性 | 事業内容やスケジュール、予算積算等が具体的かつ妥当であり、計画的な実施が見込まれるか。 |
| 6. 波及性 | 事業実施により新たな活動が立ち上がり、更なる成果を生み出すなど、その波及効果を期待できるか。助成終了後の事業展開の方向性、財源確保の考え方等が明確であるか。 |

(2) 協働モデル助成

| | |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 本会重点課題等との関係性 | 本会の提案するテーマに沿った事業で、本会協働部所との連携・調整が適切に図れるか。本会の求めに応じた活動の公開や報告が出来るか。 |
| 2. 波及性 (助成終了後の展望) | 助成期間中に新たな課題を見出し、助成終了後も継続的に取り組むなど地域課題の解決に主体的に取り組む意思があるか。 また、活動の広がりや新たな団体の立ち上げの際の相談等に応じ、必要に応じて連携を図れるか。助成終了後の展望が具体的か。 |
| 3. 計画性 | 計画どおり実施が可能な事業か(地域住民等の理解を得られているか、法的な問題等により実現が困難となっていないかなど)。 適正に企画されている事業か(必要な連携が図られているかなど)。 経費等の予算見積りは適切か。 |

10. 申請書類の提出期限

令和4年2月21日(月)までに郵送または持参によりご提出ください。

※郵送の場合は当日消印有効、レターパックもしくは簡易書留でお送りください。また、提出書類に不備等が無いか十分にご確認ください。

11. 事業報告等

事業実施年度終了後10日以内に事業報告、決算書等を提出してください(令和5年4月10日必着とする)なお事業報告の内容は、本会の当該年度事業報告、収支決算報告書ならびにホームページにおいて掲載されます。また、寄附者への報告や基金の普及を目的として「福祉タイムズ」(本会機関紙)への掲載や報告会等で報告を頂くことがありますので、ご承知ください。

【報告時提出書類】

- (1) 所定の事業報告・決算書
- (2) 成果物(事業の案内チラシや助成金による製作物など)
- (3) 助成事業対象経費の領収書等の写し
- (4) ホームページ用事業報告書
- (5) 協働モデル助成の場合は単年度ごとに中間報告書をご提出いただき、事業の終了年度には報告書を提出していただきます。

1 2. 申請から助成決定・助成金交付までの流れ

- (1) 申請書または提案書の提出
- (2) 申請書または提案書の確認、精査(書類不備がある場合、申請は受け付けられません)
- (3) 事前調査(必要な場合)、プレゼンテーション審査(協働モデル助成のみ、(4)の委員会内で実施)
- (4) 神奈川県社会福祉協議会 助成事業等審査・検討委員会にて審査(非公開)
- (5) (3・4)の結果を踏まえ、本会会長が助成決定し、書面で通知し、指定の金融機関口座に振込(5月上旬～中旬を予定)

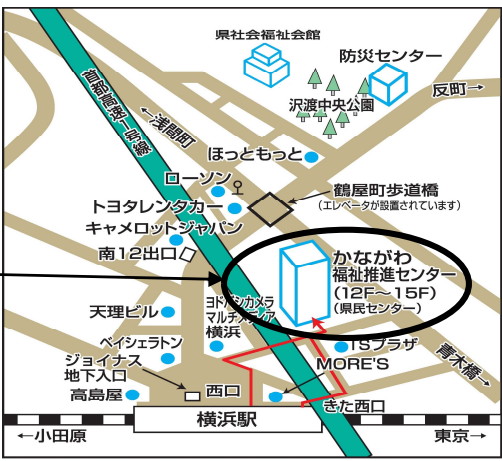
※協働モデル助成の場合、事前協議並びに協議書の締結後、交付します。

1 3. その他の注意事項

- (1) 申請は一般助成・協働モデル助成ともに1団体につき1事業とし、同一団体で複数の申請をすることはできません。
- (2) 助成の可否の理由等、審査に関する内容についてのお問い合わせには応じかねます。

〈事業に関する問い合わせ、提出先〉

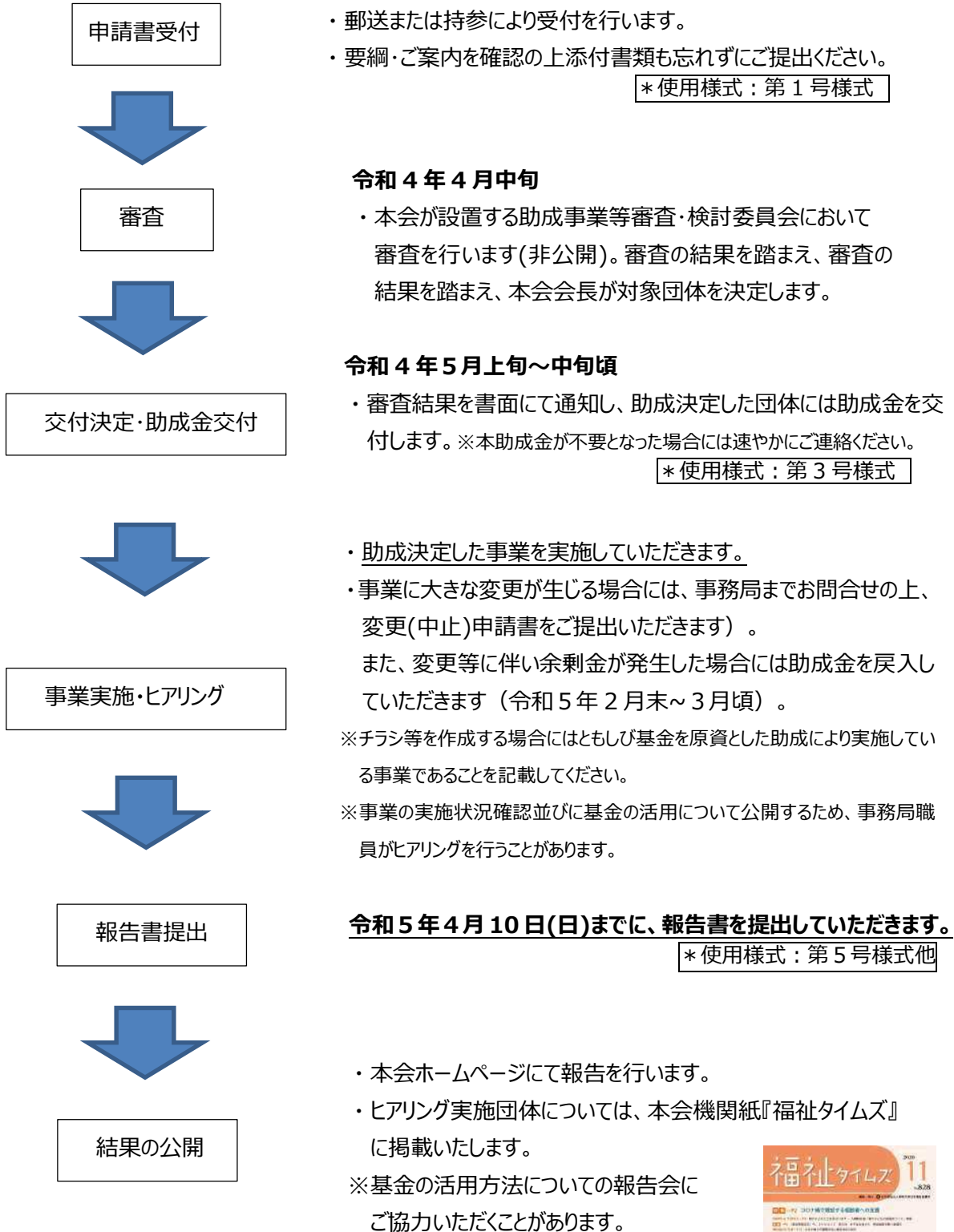
(福)神奈川県社会福祉協議会
地域福祉部 地域課
〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
かながわ県民センター12階
TEL 045-312-4813, 4815
FAX 045-312-6307
e-mail tomosibi@knsyk.jp
ホームページ http://www.knsyk.jp/



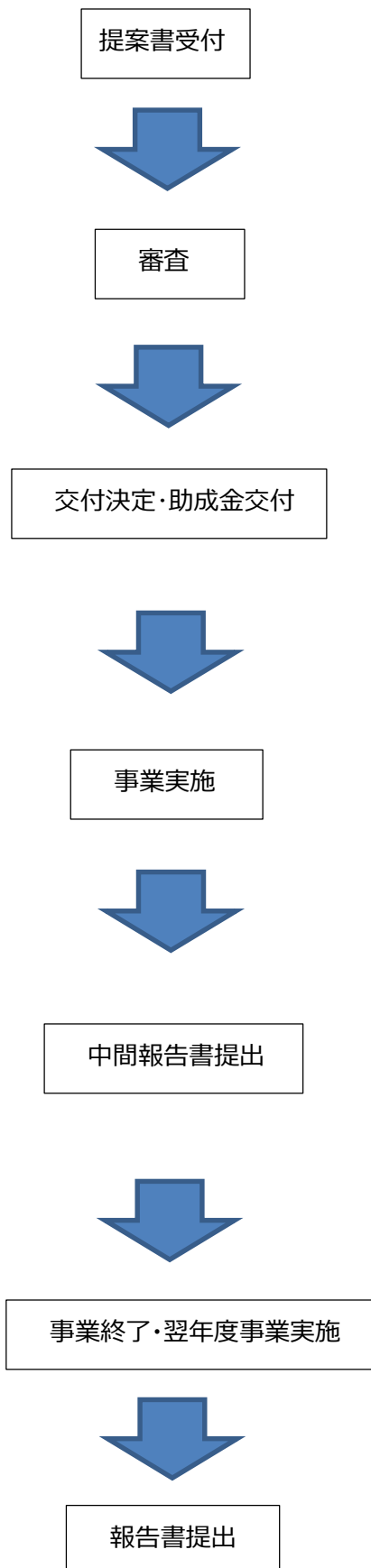
The map shows the location of the Kanagawa Prefectural Welfare Promotion Center (12F-15F) at the Kanagawa Prefectural Center. It is situated near the Kanagawa Prefectural Disaster Center, Kanagawa Prefectural Center, and Kanagawa Prefectural Welfare Promotion Center. The map also shows the location of the Kanagawa Prefectural Center, Kanagawa Prefectural Disaster Center, Kanagawa Prefectural Welfare Promotion Center, and Kanagawa Prefectural Center. The map includes labels for various landmarks such as the Kanagawa Prefectural Center, Kanagawa Prefectural Disaster Center, Kanagawa Prefectural Welfare Promotion Center, and Kanagawa Prefectural Center. The map also shows the location of the Kanagawa Prefectural Center, Kanagawa Prefectural Disaster Center, Kanagawa Prefectural Welfare Promotion Center, and Kanagawa Prefectural Center.

地域福祉活動支援事業の申請から報告までの流れ（予定）

①一般助成の場合



②協働モデル助成の場合



令和4年2月21日(月) ⇒ 令和4年3月11日(金)へ延長

- ・郵送または持参により受付を行います。
- ・要綱・ご案内を確認の上添付書類も忘れずにご提出ください。
- ・可能な限り、提案部所との事前相談をお勧めします。

*使用様式：第2号様式

令和4年4月中旬

- ・一次審査（書類選考）を通過した団体は本会が設置する助成事業等審査・検討委員会において二次審査を行います。
 - ・二次審査では本会の指定する日にプレゼンテーション（10-15分程度）をしていただきます。
 - ・審査の結果を踏まえ、本会会長が対象団体を決定します。
- *詳しい日時は3月中旬頃、ご案内します。

令和4年5月上旬～中旬

- ・審査結果を書面にて通知します。
 - ・提案書に沿って、本会担当部所と協議を行います。
 - ・協議の内容を踏まえ、協議書を締結後、助成金を交付します。
- ※本助成金が不要となった場合には速やかにご連絡ください。

*使用様式：第4号様式

・本会と協働で、事業を実施します。

※事業に大きな変更が生じる場合には、事務局までお問合せの上、変更(中止)申請書をご提出いただきます。また、変更等に伴い余剰金が発生した場合には助成金を戻入していただきます（令和5年2月末～3月頃）。

※チラシ等を作成する場合にはともしび基金を原資とした助成により実施している事業であることを記載してください。

・**中間報告書等を提出していただきます(3月予定)。**

単年度ごとに中間報告書を提出していただき、事業の進捗状況等を報告します(助成金の清算も単年度ごとに行います)。

*使用様式：第7号様式

事業継続を希望する場合は、年度初めに行われる助成事業等審査・検討委員会において事業の進捗状況や成果を評価した上で、継続の可否を審査します。

※助成期間中は同様の流れで行います。

以下の場合、年度初めの10日までに報告書を提出していただきます。

- ①基本は3年間の継続事業ですが、事業を継続しない場合
- ②事業の最終年度の場合

*使用様式：第6号様式他